

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、直島町が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）神子持地区）を行うことについて平成19年2月15日同意した。

平成19年2月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀